



平成 26 年 10 月 27 日

各位

会社名 株式会社ネプロジャパン  
代表者名 代表取締役社長 筒井 俊光  
(JASDAQ・コード 9421)  
問合せ先  
役職・氏名 経営企画室長 野澤 創一  
電話 03-6803-3976

### 上告の提起及び判決（勝訴確定）に関するお知らせ

平成 26 年 2 月 18 日付「訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ」でお知らせいたしました訴訟に関して、平成 26 年 3 月 3 日に原告（控訴人）は上告申立をしておりましたが、上告棄却とする旨の決定等があり、当社の勝訴が確定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 判決のあった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 最高裁判所
- (2) 年月日 平成 26 年 10 月 23 日（送達日 平成 26 年 10 月 27 日）

#### 2. 判決の内容

- (1) 本件上告を棄却する。
- (2) 本件を上告審として受理しない。
- (3) 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

#### 3. 訴訟の内容及び判決に至るまでの経緯

平成 23 年 7 月 18 日、当時、当社の持分法適用会社で韓国取引所（KOSDAQ）の上場会社であった株式会社ネプロアイティ（現株式会社ビーツーアイジャパン）（以下、ネプロアイティ）が実施した小額公募増資において申込証拠金が不正出金される事故が発生しましたが、それに関連して、その増資に応じて払い込みをした 32 名（以下、原告（控訴人））が当社に対して東京地方裁判所に訴訟を提起したものであります。

訴訟は、原告（控訴人）が、平成 23 年 11 月 18 日に、ネプロアイティ代表取締役及び当社に対して申し立て、まず、ネプロアイティ代表取締役に対しては増資払込金のうち未返還となっている金額（約 39 億ウォン）を支払え、一方、当社に対しては、株式会社モバイル&ゲームスタジオ（以下、モバイル&ゲームスタジオ）株式の取得代金に係るネプロアイティへの貸付金との相殺を取り

消せ、というものでした。モバイル&ゲームスタジオ株式取得に関しては、平成 23 年 9 月 9 日付「子会社の異動（株式取得）に関するお知らせ」をご参照ください。

平成 25 年 3 月 28 日、原告（控訴人）の上記の請求は東京地方裁判所において棄却されましたが、原告（控訴人）は、それを不服として、平成 25 年 4 月 10 日に東京高等裁判所に控訴しました。

平成 25 年 11 月 19 日、原告（控訴人）は、従来の申し立ての予備的な請求の趣旨として、モバイル&ゲームスタジオ株式の売買契約を取り消して、その引き渡しを求める請求を追加する申し立てをしました。

平成 26 年 2 月 18 日、東京高等裁判所は、本訴について、原告（控訴人）による当社に対する請求（控訴）はいずれも棄却とする判決を言い渡し、当社が勝訴いたしました。

原告（控訴人）は当該判決を不服として、平成 26 年 3 月 3 日に上告の提起および上告受理申立てを行っていましたが、今般の上告棄却とする旨の決定等により、当社の勝訴が確定いたしました。

#### 4. 今後の見通し

本判決による当社業績に与える影響はありません。

以上